

第2次
精華町食育推進基本方針

平成25(2013)年3月

精 華 町

はじめに

人間が生きていくためには食が欠かせません。私たち人間は、家族と食卓を囲む中で「食」に関する知識やマナー、「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践しながら生きる力を育んできました。また、我が国は歴史と伝統に培われ、健康にも配慮された世界に誇れる食文化を持ち、これを継承、発展させてきました。

しかしながら、近年、社会環境の変化に伴うライフスタイルの変化により、「食」をめぐる問題が顕在化してきています。例えば、共働き世帯の増加による家族団らんの喪失、食文化の伝承不足、「食」の大切さに対する意識の希薄化、外食、中食の増加による栄養の偏りや食習慣の乱れ、これらに起因する生活習慣病の増加などが挙げられます。

こうした背景から、本町では、平成22年度から24年度までの3年間を対象とした食育推進基本方針を策定し、住民、関係団体、関係機関、行政が連携して、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校での取組み等、食育に関する普及啓発を行ってきました。

その結果、食育に関する認知度の上昇、食育推進体制の構築など、一定の成果を上げることができました。しかし、依然として「食」を取り巻く様々な問題は顕在化しており、朝食の欠食や栄養のアンバランスなど健全な食生活の実践については多くの課題が残っています。

これらの課題解決には、引き続き、町全体での取組を進めるため、多様な関係機関・団体等による取組の充実を図り、事業効果を高めていく必要があります。

そこで、本町では、第1次精華町食育推進基本方針を基盤とし、今後の本町の食育に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、第2次精華町食育推進基本方針を策定しました。

この方針は、平成25年度から29年度までの5カ年を推進期間とし、国・府の状況を踏まえ、「周知から実践へ」をコンセプトとした本町独自の食育を推進し、住民一人ひとりが生涯にわたって、食に関する正しい知識や食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができるような取組を目指します。

※中食・・・惣菜(そうざい)・弁当などを買って帰り、家でする食事。

1 目的

子どもの食生活の改善をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、地産地消の推進などについて、本町における食育推進の方向性と施策を明らかにし、家庭、教育現場、職場や地域、さらには農業者をはじめ、食料生産に携わる関係団体、関係機関等が協働し、共通認識のもとに本町の「食育」について計画的な推進を図ることを目的とする。

2 食育推進に関連する計画の位置づけ

精華町総合計画をもとに、他の関連する計画（精華町児童育成計画、次世代育成支援後期行動計画、地域福祉計画、健康増進計画等）との連携のもと、安心・安全で健やかな暮らしのまちづくりに向けて、食の大切さを位置づけるとともに、食育推進基本計画（内閣府）・京都府食育推進計画（京都府）との整合性を図る。

3 食育推進期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

4 食育推進の基本的な考え方

重点的な取組

家庭における食生活の改善、向上を目指した食育を実践するための取組

(1) 家庭と保育所・学校等における食育の推進

未来を担う子どもに、食べることの楽しみや大切さを理解させ、望ましい食習慣を身につけさせるため、家庭と保育所・学校等の連携を強化し、保護者や教師及び栄養教諭や保育士に加え、町管理栄養士、保健師、調理師等が連携するなかで発達段階に応じた食育の取組を引き続き行う。特に食事をと

りながらコミュニケーションを図る共食が重要であることから、これを推進する。

※共食・・・家族が食卓を囲んで一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図る。

(2) 生産者と消費者の交流による食育の推進

生産者と消費者との交流により、安全で安心できる食材に対する理解と信頼関係を構築するなかで地産地消を推進するとともに、地域の食文化の継承や、体験等を通じて住民の食への関心と食の大切さへの理解を向上させる。さらに、食品廃棄物の発生抑制や再生利用を進め、生ゴミの堆肥化など循環型社会を目指した環境に配慮した取組を行う。

(3) 地域における食生活の改善に向けた食育の推進

食育に関係するすべての関係者や関係団体との情報の共有化を図るとともに、精華町健康増進計画で、食の大切さをうたい、正しい食生活の普及、食生活指針や食事バランスガイドの啓発により、住民一人ひとりが食生活の改善を図り、生活習慣病の予防や健康増進を行うなど、健全な食生活の実践につながる取組を行う。

(4) ライフステージに対応した食育の推進

住民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、間断ない食育の取組を進めることが重要であることから、乳幼児期から高齢期に至るライフステージを5段階に区分し、各世代の特性や傾向、食生活上の現状と課題に応じた取組を行う。

また、食育は誕生前の段階から必要であるため、妊婦への取組を進めるとともに、生涯健康で豊かな食生活を実践するために、十分な口腔機能の発達や維持につながる取組を行う。

5 食育推進施策の展開

(1) 家庭と保育所・学校等における食育の推進

- ① 家庭における健全な生活習慣と食習慣の確立に向けた取組
- ② 給食を通じた保育所・学校等における健全な生活習慣と食習慣の確立に向けた取組

- ③ 家庭と保育所・学校等の連携による生活習慣と食習慣の確立に向けた取組

(2) 生産者と消費者の交流による食育の推進

- ① 生産者と消費者の交流による安全・安心な食材の理解と信頼関係の構築に向けた取組
- ② 地域食材の魅力を伝える地産地消の取組
- ③ 地域の特色ある食文化の理解と継承の取組
- ④ 農業体験活動を通じた食の大切さを学習する取組
- ⑤ 「旬」の食材を食べる機会を提供する取組
- ⑥ 食品廃棄物の発生抑制や再生利用など環境に配慮した取組

(3) 地域における食生活の改善に向けた食育の推進

- ① 食生活改善活動の取組
- ② 家庭と保育所・学校等、食生活改善等の活動グループ、食品関連事業者、行政関係者の連携による、実践に向けた啓発活動の取組
- ③ 食育に関するマンパワーを強化する取組

(4) ライフステージに対応した食育の推進

ライフステージとして、5つの区分に応じた取組を行う。

取組内容については、住民一人ひとりが学んだ知識を実践に移すことができるよう、意識して取り組む。

- ① 乳幼児期（0歳～5歳）の取組
保育所等での「農作物栽培の体験」などによる食育の推進
- ② 児童・生徒期（6歳～18歳）の取組
小学校、中学校での「農業体験」や「調理実習」などによる食育の推進
- ③ 青年・壮年前期（19歳～44歳）の取組
大学生、社会人、妊産婦など若い世代での「親子料理教室」などによる食育の推進
(誕生前の段階において親になる者が健全な食生活を実践することが必要であり、特に妊婦の食習慣が、出生児の体格に影響を与えることから、妊娠前から食生活習慣を見直すよう推進していく。)
- ④ 壮年後期（45歳～64歳）の取組
子どもが自立した世代の「地域講習会」の開催などによる食育の推進

- ⑤ 高齢期（65歳以上）の取組
退職や子どもが独立した世代の「男の料理教室」などによる食育の推進

6 食育推進体制

- (1) 庁内連絡調整会議により、関係部局が連携し、総合的に食育の取組を進める。
- (2) 食育推進関係団体と連携し、地域の活力で総合的に食育の取組を進める。

7 数値目標

項目		現状	目標	
1	「食育」という言葉を知っている町民の割合	90.4% (H24年度)	100%	
2	「食育」に関心を持っている町民の割合	71.1% (H24年度)	90%以上	
3	朝食を毎日食べる町民の割合	乳幼児	88.1% (H23年度)	95.0%
		保育所児童 (4.5歳児)	96.4% (H24年度)	98.0%
		小学校児童	93.6% (H24年度)	95.0%
		中学校生徒	86.0% (H24年度)	95.0%
		妊婦	80.4% (H23年度)	95.0%
		成人(青年・壮年前期、 壮年後期、高齢期)	89.6% (H24年度)	95.0%
4	食事の時、栄養 バランスに配慮する町民の 割合	乳幼児	65.8% (H23年度)	73.0%
		妊婦	68.6% (H23年度)	75.5%
		成人(青年・壮年前期、 壮年後期、高齢期)	70.0% (H24年度)	77.0%
5	むし歯のない 子どもの割合	乳幼児	92.5% (H23年度)	95.0%
		保育所児童 (4.5歳児)	60.4% (H24年度)	65.4%
		中学校生徒 (1年生)	53.5% (H23年度)	87.7%
6	給食での地場 産物の年間利 用回数の割合	保育所給食	8.1% (H23年度)	12.0%
		小学校給食	12.0% (H23年度)	18.0%